様式第1号の別紙1(第5条関係)

本宮市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

１　福島県地方就職学生支援事業及び本宮市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県及び本宮市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領及び本宮市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

（１）虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額

（２）申請日から1年以内に第4条第2号に規定する要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

（３）申請日から1年以内に本宮市に転入しなかった場合：全額

（４）就業日から1年以内に第4条第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から3か月以内に第4条第2号に規定する要件を満たす別の企業に就業する場合を除く)：全額

（５）転入日から3年に満たない期間に本宮市以外の市区町村に転出した場合：全額

（６）転入日から3年以上5年以内に本宮市以外の市区町村に転出した場合：半額

令和　　　年　　　月　　　日

　本宮市長　高松　義行　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名